

仕 様 書

- 1 本仕様書は、南2区126号線ほか10路線道路法面除草業務（8-1）に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、次のとおりとする。
7月21日より着手し、8月20日までに完了すること。ただし、地元要望等がある場合、本市より施工時期について指示を行う場合があるので適時対応すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より30mm以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。また、交通誘導警備員は1日あたり1名配置すること。
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

除草箇所数量総括表

南2区126号線ほか10路線道路路面除草業務（8-1）

| 番号 | 路線名 | 面積 (㎡) | 種別等 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| ① | 南2区126号線 | 1,100.20 | 機械除草（肩掛式） |
| ② | 南2区114号線 | 461.60 | 機械除草（肩掛式） |
| ③ | 南2区115号線 | 460.60 | 機械除草（肩掛式） |
| ④ | 南2区132号線 | 3,191.30 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑤ | 南2区132号線 | 9,136.00 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑥ | 南2区132号線 | 3,418.90 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑦ | 南2区150号線 | 1,657.30 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑧ | 南2区155号線 | 3,703.10 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑨ | 南2区171号線 | 473.40 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑩ | 南2区58号線 | 546.20 | 人力除草 |
| ⑪ | 南2区140号線 | 648.50 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑫ | 南2区130号線 | 2,186.10 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑬ | 南2区132号線 | 99.20 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑭ | 南2区58号線 | 273.30 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑮ | 南2区126号線 | 450.90 | 機械除草（肩掛式） |
| ⑯ | 南2区170号線 | 15.20 | 機械除草（肩掛式） |
| | 機械除草（肩掛式） | 27,275.60 | |
| | 人力除草 | 546.20 | |
| | 合計 | 27,821.80 | |

①南2区126号線



②南2区114号線



③南2区115号線



④南2区132号線



⑤南2区132号線



⑥南2区132号線



⑦南2区150号線



⑧南2区155号線



⑨南2区171号線



⑩南2区58号線



⑪南2区140号線



⑫南2区130号線



⑬南2区132号線



⑭南2区58号線



⑮南2区126号線



⑯南2区170号線

